

2024年12月17日@JPCOAR

「機関リポジトリの次の一手を考える」シリーズ勉強会第2回

# CCライセンス、権利保持戦略、二次出版権

鈴木 康平

人間文化研究機構 特任准教授



本資料はCC BY 4.0の下で提供されています。

# 著作権法の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
- **思想・感情の創作的な表現**を「著作物」として保護（著作権法2条1項1号）
  - 小説、**学術論文**、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
  - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
- 著作権者の許可なく複製やインターネットで公開などをすると著作権侵害に
  - **著作権を他者に譲渡すると、元の著作者であっても自由に利用することはできない**
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用について、法律で定められた一定の要件を満たす場合には著作権が制限され、著作物を利用できる
  - 例：図書館での複製等、引用、情報解析、……

# 研究データの著作権

- **単なる事実は、著作物として保護されない**
  - **実験データ、観測データは原則として保護されない**
- 一方、「研究データ」として扱われるデータが、一律に著作物として保護されない、というわけではない
  - 例えば、写真や映像、文学作品を研究データとして用いる場合、それらは著作物として保護されるものである場合が多い
- データベース(DB)は著作権で保護される場合もある(著作権法12条の2第1項)
  - **ただし、保護されるのはDBそれ自体**
  - **DBを構成する個々のデータが著作権で保護されるわけではない**
    - 著作権で保護されたDBから、著作権で保護されないデータを抽出して利用するのは原則自由
- 「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」であるか否かが著作物の判断基準であって、「**研究データ**」であるか否かは関係ない

# オープンサイエンスと著作権

## • ライセンスによりオープン化

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)の利用
- 権利保持戦略
- なお、日本の即時OA義務化では、ライセンスの明示は当面不要
  - FAQ(R6.10.8更新) 質問番号8 [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

## • 法律で強制的にオープン化

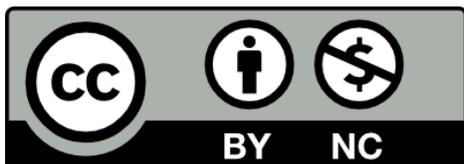
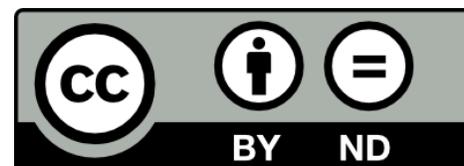
- 著作権の制限：二次出版権

# CCライセンス

# クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

- 4つの条件を組み合わせた6種類のライセンス

条件		内容	補足
表示(BY)		クレジット表示	改変した場合はその旨を記す
改変禁止(ND)		元の作品を改変しない	翻訳を含めた改変自体は可能だが、改変したものを共有することは不可
非営利(NC)		営利目的で利用しない	金銭のやりとりがある場合は、実費であっても営利目的と判断
継承(SA)		改変した場合、同じCCライセンスで公開	追加の条件を付けることも禁止



# CC0、パブリック・ドメイン・マーク(PDM)

## CC0

- 著作権に関する全ての権利を放棄
- 著作権者が付与可能
- 著作者人格権などの放棄できない権利には影響しない



## PDM (Public Domain Mark)

- 既にパブリックドメインの著作物に付与
- CC0と異なり、誰でも付与が可能



# CCライセンスの主な留意点

- **CCライセンスを付与することができるのは著作権者**
  - 著作権者や著作権者から許諾を受けた者以外がCCライセンスを付与することはできない
- CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない
  - 機関リポジトリの利用規約などがCCライセンスの内容と抵触しないように注意が必要
- CCライセンスを一度付与すると、**著作権者であっても取消できない**
  - 例えば公開をやめても、それ以前にダウンロードした利用者が付与されたCCライセンスに従って公開することは妨げられない
- 著作権者自身はCCライセンスに縛られない
- 著作権の制限に該当する利用は、CCライセンスにかかわらず利用可能

# オープンアクセスとCCライセンス

- BOAI10は、CC BYまたは同等のライセンスの使用を推奨
- ゴールドOAの論文にはCCライセンスが付与されているケースが多数
- ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2025年から助成した研究に対して、プレプリントをCC BYで公開することを義務化

出典：Bill & Melinda Gates Foundation, '2025 Open Access Policy'

<https://openaccess.gatesfoundation.org/open-access-policy/2025-open-access-policy/>

- NCやNDは、厳密な意味での「オープンアクセス」とは言えない
  - NCやNDには「法的な障壁」が残るため「パブリックアクセス」にとどまる
    - 単なるパブリックアクセスよりはオープン寄りではある
  - 厳密な意味での「オープンアクセス」は本当に必要なのか？
    - 著作権の制限で認められている利用以外で、どのように論文を利用したいのか？

# 研究データとCCライセンス

- データベースの著作物に対してはCCライセンスを付与可能
  - EUではデータベース指令でも保護され得る
- 単なる事実を示したデータなど、著作物ではないデータには、CCライセンスを付与しても有効ではないと考えられる
  - 「本パブリック・ライセンスは、ここでライセンスされた著作権およびそれに類する権利が有効な期間、適用されます」(CC BY 4.0リーガル・コード6条a項)
  - 「研究データの引用時に出典明記してもらうためにCC BYを付与したい」という声を聞くが、著作物ではないデータへのCC BYの付与は適切ではない
- CCは、研究データにはCC0を適用することを推奨

参考：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト「FAQ よくある質問と回答」「FAQ 詳細版」「FAQ オープンデータ」

<https://creativecommons.jp>

「オープンアクセスに大きな勝利：アメリカ合衆国が公的資金による研究をエンバーゴ（閲覧制限期間）なく自由に利用できるよう義務付け」<https://creativecommons.jp/2023/03/>

# 權利保持戰略

# 権利保持戦略 (Rights Retention Strategy, RRS)

- **出版社に論文の著作権を譲渡等する前に**、オープンアクセス(OA)にするための利用許諾を所属機関や助成機関に対して著者が与えること、あるいは、助成機関が論文をCC BYなどで公開することを助成対象者に義務付けること
- 権利保持戦略の代表例
  - ハーバード大学のOAポリシー
    - 明示的なオプトアウトが無い限り、教員は著者最終稿について、大学に対してアーカイブと配布の非独占的ライセンスを与える
  - cOAlition Sが提唱した「プランS」における権利保持戦略
    - 助成対象者に対して出版時にCC BYによる公開を要求 (CC BY-SA、CC0も使用可能)

参考：Christina Angelopoulos, 'Study on EU copyright and related rights and access to and reuse of scientific publications, including open access: Exceptions and limitations, rights retention strategies and the secondary publication right' (Publications Office of the European Union, June 2022)

Harvard OSC, 'Harvard Faculty of Arts and Sciences Open Access Policy' (12 February 2008) <https://osc.harvard.edu/policies/fas/>  
Plan S, <https://www.coalition-s.org/>, <https://www.coalition-s.org/rights-retention-strategy/>

## 参考：ハーバード大学OAポリシー

- 明示的なオプトアウトが無い限り、教員は著者最終稿について、大学に対してアーカイブと配布の非独占的ライセンスを与えるというポリシー
- 2008年2月12日に採択されたものであり、権利の許諾に焦点を当てた米国初のOAポリシーであると言われている
- 権利保持戦略の懸念として、大学等への事前の著作権のライセンスを理由に、出版社がジャーナルへの掲載を拒否する可能性がある。  
ハーバード大学は、OAポリシーによる事前ライセンスを理由として、ジャーナルが論文掲載を拒否した事例は聞いたことがない、としている
  - 拒否した事例がない理由として、OAポリシーからのオプトアウトやエンバーゴが認められていることが挙げられている

## 参考：ハーバード大学OAポリシー 詳細

- ライセンスされた論文は、OAリポジトリ「DASH」で公開
- 大学に付与された権利と同じ権利が教員にも与えられる
- 大学が二次的著作物を作成する場合は、著者の許可を得てから行う
- OAポリシーの対象は学術論文(査読付きの学術誌や会議録)のみであり、一般記事や依頼記事、フィクション、事典の項目などは対象外
- リポジトリに提供する学術論文は著者最終稿が求められ、出版版は含まれない
- OAポリシーの放棄は論文ごとに要求することができる。ただし、ポリシーを放棄した場合も、著者最終稿をリポジトリに提供する必要がある(エンバーゴ後に公開、ダークアーカイブなど)
- 共著論文の場合もOAポリシーは適用されるが、共著者のうち1人でもポリシーの放棄を要求した場合には、ライセンスは放棄される
- OAポリシーは著作権の非独占的ライセンスであり、著作権は著作者が保持する

## 参考：プランSにおける権利保持戦略

- プランSの原則の一つ  
「著者またはその所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」
- cOAlition Sを構成する助成機関は、次のような2種類の権利保持戦略を実施
  - 事前ライセンス(prior licence)：助成の開始時に、助成金受給者に対して、助成金により生じる将来のすべての著者最終稿に対して、CC BYライセンスの適用を要求する戦略 (**投稿時から論文がCC BYであることを明示する**)
  - 事前義務(prior obligation)：助成金受給者に対して、著者最終稿または出版社版がCC BYライセンスであることを義務付ける戦略 (**遅くとも出版時に論文をCC BYにする**)
- CC BYの使用が原則だが、CC BY-SA、CC0も使用可能
- CC BY-NDも、助成機関が正当な理由があると認めた場合は使用可能

# 日本における権利保持戦略の(法制上の)実現可能性と課題

- 日本の著作権法上は、権利保持戦略は機能しそう
  - 利用権の当然対抗制度 (著作権法63条の2)
    - 利用権の設定にあたって、行政機関への登録などは不要
    - 著者が出版社等に著作権を譲渡する前はもちろん、譲渡した後でも、譲渡(移転)の登録がなされる前に第三者(大学等)にライセンスした場合、出版社等に対して、第三者はライセンスの存在を主張できると考えられている
      - 著作権の譲渡を第三者に対抗するためには、文化庁への登録が必要(著77条)
      - ただし、大学等が譲渡の事実を事前に知っていた場合の扱いは議論がある
- 出版社との契約との関係上、権利保持戦略が実際に機能するのは疑問
  - 投稿規程などに「事前にライセンスしていないこと」といった条件がある場合に、権利保持戦略に基づきOA化すると契約違反になり得る
  - OAのために出版社と契約条件をわざわざ交渉する研究者が多いとは思えない

# 権利保持戦略に関する日本語文献

- 佐藤翔「権利保持戦略、みんなちゃんとやってる？」  
JPCOAR WEB MAGAZINE (2024年3月13日)  
<https://www.magazine.jpcoar.org/news/5aabc96d-2345-4d03-b1fa-f9f732531d9c>
- 船守美穂「即時オープンアクセスを巡る動向：グリーンOAを通じた即時OAと権利保持戦略を中心に」カレントアウェアネス358号15-23頁 (2023年)  
<https://current.ndl.go.jp/ca2055>

# 二次出版權

# 二次著作権 (Secondary Publication Right, SPR)

- 公的助成により一定割合が賄われた研究に関する論文等について、論文等が出版された後に、**著作者や著作者の所属機関等に対して、論文等を公開する権利を与える制度**
- 欧州の複数の国で導入されている (ドイツ、フランス、オランダなど)
- **契約で二次著作権を無効にできない**旨の規定も可能
- 二次著作権を導入している多くの国ではエンバーゴが設けられている (STEM系と人文社会系とで期間が異なる場合もある)

参考 : Knowledge Rights 21, 'A Position Statement from Knowledge Rights 21 on Secondary Publishing Rights' (October 2022)  
ALLEA, 'ALLEA STATEMENT IN SUPPORT OF SECONDARY PUBLICATION RIGHTS FOR SCHOLARLY ARTICLES' (October 2024)

## 二次出版権の例：ドイツ著作権法38条4項

「学術的な構成物で、**少なくとも半分が公的資金の援助を受けた**研究活動の範囲において生じ、かつ**定期的に少なくとも年間2回発行される編集物**において発行されるものの**著作者は**、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、**最初の発行から12ヶ月を経過した後は**、営利を目的としない限り、その構成物を、その**受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する**。最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。**著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。**」

出典：本山雅弘訳「外国著作権法令集(62)：ドイツ編」著作権情報センター(2024年)

# 二次著作権とCCライセンス、課題

## CCライセンス

- 二次著作権が実現するのは、著作者(や所属機関等)による自分の論文のパブリックアクセス化であり、必ずしも(厳密な)オープンアクセス化ではない
- 二次著作権による公開では、CCライセンスを付与できない場合がある
  - 出版社に著作権を譲渡しておらず、かつ、契約で他者に対する利用許諾が制限されていない場合には、CCライセンスを付与しても問題ないと考えられる

## 課題

- 国外への提供をどう処理する？(権利制限規定すべてに当てはまる問題ではあるが…)
- 出版社との契約における準拠法との関係
- 何ら経済的補償のない即時OAを著作権法で実現するハードルは相当高い
  - 権利保護とのバランスから、補償金や相当な対価が必要だろう
  - ただ、現在のAPCよりは安価な可能性も？ c.f. 公貸権制度、VOB事件CJEU法務官意見

# 著作權法以外

# オープンサイエンスに関する著作権以外の法的論点 (個人的にはこれらの論点の方が著作権より重要)

## 独占禁止法(競争法)、デジタルプラットフォーム規制

- ジャーナルやAPCは妥当な価格であるか？搾取的な高価格ではないか？
- 学術情報のプラットフォーム事業者としての優越的地位を濫用していないか？
- 上記の判断のために事業の**透明性を高めるための仕組み**が必要ではないか？

## 個人情報・プライバシー保護

- 公開して問題がないデータか？(倫理審査を通過している ≠ 公開可能)
- 個人情報やプライバシー関連情報を**研究者や組織が適切に管理できているか？**

## AI関連法制

- 「自分の論文/データを勝手に学習データに使用してほしくない」という声にどこまで対応するか？(特に対応が法的な義務ではない場合)
- 研究活動におけるAIの利用と関連する規制(個人情報、著作権、営業秘密、…)

# 透明性を高めるための仕組み：デジタルプラットフォーム規制

- 近時のデジタルプラットフォーム規制が導入している、**透明性確保のための措置**を学術プラットフォームにも求めることができるかを議論すべきではないか？
- いわゆる「デジタルプラットフォーム取引透明化法(透明化法)」は、特に取引の透明性・公正性を確保する必要性の高いPFを提供する事業者に対して、様々な自主的対応を求めている
  - 取引条件の開示や変更等の事前通知の義務付け（透明性確保）
  - 取引の公正さを確保するための手続や体制（苦情処理や紛争解決のための体制整備、取引先の事情等を理解するための体制整備等）の自主的な整備（公正性確保）
  - 取り組み状況についての年1回の行政庁への報告義務
  - 報告に対する行政庁による評価(事業者や有識者などの意見も聴取)と評価結果の公表 など

# (参考) デジタル・ヒューマニティーズ(DH)研究に関する権利問題ガイド (DH権利問題ガイド)

デジタル・ヒューマニティーズ (DH)  
研究に関する権利問題ガイド

2024年3月

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構  
DH 権利問題支援ツール検討会

- 前半では、著作権だけでなく、肖像権、個人情報、プライバシーについて、それらの概要を簡単に紹介
- 後半では、DH研究に関する主な権利問題等について、Q&A方式で解説
  - CCライセンスにも言及
- DH以外の研究や日常業務にも応用可能
- 「NIHU DH」ウェブサイトで公開中  
[https://dh.nihu.jp/right\\_news/kenri\\_001](https://dh.nihu.jp/right_news/kenri_001)
- 今後Q&Aを追加予定